

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
北海道 北海道教育委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員 北海道警察本部 北海道地方労働委員会 北海道議会 北海道企業局	
○北海道構造改革推進本部設置規程を廃止する訓令..... (構造改革推進課)	174
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (法制文書課)	174
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	174
○大規模小売店舗立地法第6条第1項(変更)の届出..... (地域産業課)	175
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出(2件)..... (地域産業課)	175
○肥料の登録の有効期間の更新..... (道産食品安全室)	178
○一般競争入札の実施..... (農政課)	178
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	179
○土地改良事業の変更申請の適否の決定..... (土地改良指導課)	179
○土地改良区連合の役員の退任の届出..... (土地改良指導課)	179
○土地改良区連合の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	179
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	179
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	179
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	180
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	180
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始..... (道路計画課)	180
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	180
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	181
○公有水面の埋立ての免許の出願(2件)..... (砂防災課)	182
○海岸保全区域の指定の一部改正..... (砂防災課)	184

○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (公園下水道課)	185
○特定計量器定期検査の実施の一部改正..... (計量検定所)	185
公 表	
○北海道苦情審査委員に関する条例による是正措置報告の公表... (道民相談センター)	185
公 告	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し..... (税務課)	188
○公募型プロポーザルの実施..... (開拓記念館)	188
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	189
道立稚内水産試験場告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	189
道教育庁後志教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	190
道教育庁空知教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	191
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	192
道教育庁網走教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	193
道教育庁胆振教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	193
道教育庁十勝教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	193
道監査委員公表	
○監査公表第6号.....	194
道公安委員会告示	
○少年指導委員規則第2条の規定による告示.....	198
道函館方面公安委員会告示	
○少年指導委員規則第2条の規定による告示.....	199
道旭川方面公安委員会告示	
○少年指導委員規則第2条の規定による告示.....	200
道釧路方面公安委員会告示	
○少年指導委員規則第2条の規定による告示.....	200
道北見方面公安委員会告示	
○少年指導委員規則第2条の規定による告示.....	201

「道民カレンジ」は、豊かな地域づくりに向けて道民の自主的な生涯学習を応援します。

北 海 道
 北海道教育委員会
 北海道人事委員会
 北海道監査委員
 北海道警察本部
 北海道地方労働委員会
 北海道議会
 北海道企業局

北 海 道
 北海道教育委員会
 北海道人事委員会
 北海道監査委員
 北海道警察本部
 北海道地方労働委員会
 北海道議会
 北海道企業局

庁 中 一 般
 部 局

北海道構造改革推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ
 北海道教育委員会委員長 島津 宏興
 北海道人事委員会委員長 泉川 睦雄
 北海道代表監査委員 前田 榮一
 北海道警察本部長 上原 美都男
 北海道地方労働委員会会長 熊本 信夫
 北海道議会議長 神戸 典臣
 北海道公営企業管理者 小笠原 紘一

北海道構造改革推進本部設置規程を廃止する訓令

北海道構造改革推進本部設置規程（平成11年北海道・北海道教育委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道警察本部・北海道地方労働委員会・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成15年5月30日から施行する。

告 示

北海道告示第975号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 総合文書管理システム運用・保守管理業務 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
 平成15年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 (1) 氏 名 富士電機株式会社
 (2) 住 所 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 随意契約に係る契約金額
 64,365,000円
- 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 随意契約によった理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道総務部法制文書課
 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第976号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	美人添乗員 暴走下半身	新日本映像	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等
同	寝乱れ義母 夫の帰る前に...	同		

であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第977号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月30日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

オホーツク 氷紋の駅
紋別市幸町4丁目35番地1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社紋別ニューシティ開発公社 代表取締役 赤井 邦男
紋別市幸町4丁目1番24号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮) 紋別海鮮・生鮮市場、アミューズメント複合店舗
(変更後) オホーツク 氷紋の駅

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名 又は名称	代表者氏名	住所
出塚水産株式会社	代表取締役 出塚 容啓	紋別市本町5丁目2番20号
有限会社村上商店	代表取締役 村上 弘昭	紋別市本町4丁目1番25号
有限会社花市場なかにし	代表取締役 中西 清美	紋別市緑町4丁目2番4号
株式会社フレンド	代表取締役 長谷川武司	美幌町大通北1丁目

有限会社清水	代表取締役 清水 克弘	旭川市西御料2条1丁目1の28
--------	-------------	-----------------

(変更後)

小売業を行う者の氏名 又は名称	代表者氏名	住所
出塚水産株式会社	代表取締役 出塚 容啓	紋別市本町5丁目2番20号
有限会社村上商店	代表取締役 村上 弘昭	紋別市本町4丁目1番25号
有限会社花市場なかにし	代表取締役 中西 清美	紋別市緑町4丁目2番4号
株式会社しめまる	代表取締役 斉藤 幸雄	紋別市本町6丁目4番13号
有限会社清水	代表取締役 清水 克弘	旭川市西御料2条1丁目1の28
株式会社紋別ニューシティ開発公社	代表取締役 赤井 邦男	紋別市幸町4丁目1番24号

(4) 変更の年月日

平成15年4月28日

(5) 変更する理由

店舗の名称の正式決定及び小売業者の入替え等

2 届出年月日

平成15年5月15日

3 届出等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道網走支庁商工労働観光課

(2) 平成15年5月30日（金）から9月30日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第978号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年

9月30日までに北海道日高支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモニー 管財人 岡田 元也
大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ポスフル 静内店
静内郡静内町末広町2丁目1番1ほか

- (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時（年間60日午前9時）から午後8時まで（年間180日午後9時）
(変更後) 午前9時から午後9時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分（年間60日午前8時30分）から
午後8時30分まで（年間180日午後9時30分）
(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで

- (4) 変更する年月日

平成15年5月12日

- (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名 又は名称	代表者氏名	住所
株式会社ポスフル	代表取締役 大川 祐一	札幌市白石区本通21丁目南1番10号
株式会社ブラザクリエイト	代表取締役社長 大島 康広	東京都千代田区五番町1番地
株式会社ハスコム	代表取締役 山下 潔	旭川市4条西3丁目1番11号
株式会社静内薬局	代表取締役 梅庭 泰弘	静内郡静内町吉野町1丁目1番8号

株式会社三星	代表取締役社長 小林 正三	苫小牧市字糸井141番地
千秋庵製菓株式会社	代表取締役社長 岡部 一衛	札幌市中央区南3条西3丁目17番地
有限会社白光ドライクリーニング	代表取締役 下川原 昇	静内郡静内町吉野町4丁目1番16号
有限会社ヤーンショップ藤	代表取締役 藤戸 貴弘	札幌市北区屯田4条7丁目1番1号
株式会社ヤマカワ	代表取締役 土田 正文	静内郡静内町本町1丁目1番14号
株式会社ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南2丁目11番地31号
株式会社ブックメイトまるぜん	代表取締役 高橋 謙一	室蘭市母恋北町2丁目4番11号
エステール株式会社	代表取締役 丸山 朝	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社フォルムアイ	代表取締役 井上 清嗣	大阪府大阪市北区天神橋1丁目11番1号

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,171㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

690台

(イ) 駐輪場の収容台数

95台

(ウ) 荷さばき施設の面積

505㎡

(エ) 廃棄物の保管施設の容量

106m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数 出入口3箇所、入口1箇所、出口2箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後7時まで

2 届出年月日

平成15年4月25日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道日高支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年5月30日(金)から9月30日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、静内町に対しても協力依頼を行う予定であるので、静内町における縦覧場所、時間等については静内町へ問い合わせること。

北海道告示第979号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月30日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社丸三鶴屋 代表取締役 相川 康弘

釧路市北大通5丁目1番地

クボタビルディング開発株式会社 代表取締役 窪田 幸三

釧路市錦町4丁目7番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸井今井釧路店

釧路市北大通5丁目1番地ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前)72台

(変更後)459台

(イ) 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前)240m³

(変更後)356m³

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前)5箇所(入口2箇所、出口2箇所、出入口1箇所)

(変更後)2箇所(入口1箇所、出口1箇所)

(4) 変更する年月日

平成16年1月1日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名	住所
株式会社丸井今井	代表取締役 柴田 哲治	札幌市中央区南1条西2丁目11番地
ブティックYOU	平野 幹雄	釧路市北大通5丁目2番地
有限会社しなもん	代表取締役 小杉 和寛	釧路市北大通5丁目2番地
マルヤマ時計商事	丸山 克巳	釧路市北大通5丁目2番地

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

15,361m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の収容台数

なし

(イ) 荷さばき施設の面積

394m²

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後7時(年間40日、午後8時)

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後8時30分まで
- (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前5時30分から午後7時まで

- 2 届出年月日
平成15年5月1日
- 3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課及び北海道釧路支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間

平成15年5月30日（金）から9月30日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (3) 縦覧時間
午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第980号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効
期間を更新した。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名 称 住 所		
北海道 第2640号	炭酸カルシウム肥料	53.0粒状炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 53.0	その他の制限事項は 公定規格のとおり	王子木材緑化株式会社	東京都江東区新木場1丁目1番1号	平成21. 6. 3

北海道告示第981号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 7台
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期日 平成15年7月7日（月）
 - (4) 納入場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部事業調整課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
 - (3) 納入した物品について、迅速なアフターサービスが可能であること。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階1会議室

- (2) 入 札 日 時 平成15年6月16日 午前10時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書の要否
要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課
(2) 提出期限 平成15年6月9日

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名称 北海道農政部農政課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 128

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第982号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年5月20日、当麻土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第983号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、音更町土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成15年6月2日から20日間、一般の縦

覧に供する。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第984号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の変更があった。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
退任	平成15. 3.31	理事	高越 康治	空知郡栗沢町字必成213番地
同	同 15. 3.15	監事	小林 政雄	夕張郡由仁町中三川54番地
同	同 15. 3.31	同	向井 勲	空知郡栗沢町字小西149番地3

北海道告示第985号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成15年5月20日、大雪土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第986号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年6月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
北前船の里	中山間地域総合整備（広域連携型（農業用排水、農道、ほ場整備、農地防災、客土、暗きよ、農用地改良保全））	北海道檜山支庁
石 香	畑地帯総合整備〔緊急整備型〕（農道、暗きよ、農地保全）	北海道胆振支庁
上 音 更	農地開発	北海道十勝支庁

北海道告示第987号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指

定する予定である。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所 松前郡松前町字静浦409の3（次の図に示す部分に限る。）
在場所

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第988号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所 常呂郡訓子府町字柏丘230・231（以上2筆について次の図に示
在場所 す部分に限る。）

2 保安林として指定さ 風害の防備
れた目的

3 解 除 の 理 由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第989号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の 幌泉郡えりも町字目黒7の1（次の図に示す部分に限る。）
所在場所

2 保安林として指定さ 土砂の崩壊の防備
れた目的

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第990号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 路 線 名 礼文町道浜中西上泊線

(2) 工 事 区 間 礼文郡礼文町大字船泊村字大沢国有林159林班ホ小班地先から
礼文郡礼文町大字船泊村字大沢国有林159林班ホ小班地先まで

(3) 工 事 の 種 類 改築

(4) 工事開始の日 平成15年6月19日

2(1) 路 線 名 清里町道2線道路

(2) 工 事 区 間 ア 斜里郡斜里町字大栄97番3地先から
斜里郡斜里町字大栄97番3地先まで

イ 斜里郡清里町字上斜里874番1地先から
斜里郡清里町字上斜里867番3地先まで

(3) 工 事 の 種 類 改築

(4) 工事開始の日 平成15年6月11日

北海道告示第991号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名 区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
小樽定山溪線	前	19.25mから 230.75mまで	2,467.00m	—	北海道小樽土木現業所
	前	13.25mから 109.75mまで	2,413.86m	—	
	後	19.25mから 230.75mまで	2,467.00m	—	
	後	13.25mから 109.75mまで	2,413.86m	—	
大成黒松内停車場線	前	15.20mから 27.00mまで	300.00m	—	同
	後	15.20mから 27.00mまで	300.00m	—	
平取厚真線	前	16.40mから 31.80mまで	400.00m	—	北海道室蘭土木現業所
	後	16.40mから 46.00mまで	431.95m	—	
	後	13.20mから 31.80mまで	400.00m	—	
下川風連線	前	12.50mから 45.00mまで	270.00m	—	北海道旭川土木現業所
	後	12.50mから 45.00mまで	270.00m	—	
	後	10.00mから 21.00mまで	292.34m	—	
増毛港線	前	18.18mから 19.05mまで	11.83m	—	北海道留萌土木現業所
	後	18.18mから 20.63mまで	11.83m	—	

北海道告示第992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	縦 覧 場 所
道道 東三川由仁 停車場線	夕張郡由仁町山榭1188番地先から 夕張郡由仁町山榭7番3地先まで	平成15. 5.30	北海道札幌 土木現業所

道道線	奈江富良野線	空知郡上富良野町1651番17地先から空知郡中富良野町字ナエ848番19地先まで	同	北海道旭川土木現業所
道道線	鷹栖東鷹栖比布線	上川郡比布町785番2地先から上川郡比布町789番1地先まで	同	北海道旭川土木現業所
		上川郡比布町790番1地先から上川郡比布町1375番1地先まで	同	北海道旭川土木現業所
		上川郡比布町2654番24地先から上川郡比布町2653番13地先まで	同	北海道旭川土木現業所

北海道告示第993号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 出願の年月日 平成15年4月1日
 - 2 出願者
 - (1) 名称 北海道
 - (2) 住所 札幌市中央区北3条西6丁目
 - (3) 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
 - 3 埋立区域
 - (1) 位置 上磯郡知内町字中ノ川47番9地先の公有水面
 - (2) 区域 次のUK2の地点とUK1の地点とを結んだ線、UK1の地点とUK14の地点とを結んだ線、UK14の地点とUK13の地点とを結んだ線、UK13の地点とUK12の地点とを結んだ線、UK12の地点とUK11の地点とを結んだ線、UK11の地点とUK10の地点とを結んだ線、UK10の地点とUK9の地点とを結んだ線、UK9の地点とUK8の地点とを結んだ線、UK8の地点とUK7の地点とを結んだ線、UK7の地点とUK6の地点とを結んだ線、UK6の地点とUK5の地点とを結んだ線、UK5の地点とUK4の地点とを結んだ線、UK4の地点とUK3の地点とを結んだ線及びUK2の地点とUK3の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- UK2の地点 漁港原点（X = -262,878.009 Y = 15,042.485 北緯41度37分59秒7086、東経140度25分49秒9669）から方向角58度09分46秒の方向

- 109.72mの地点
- UK1の地点 UK2の地点から方向角4度39分41秒の方向2.32mの地点
 - UK14の地点 UK1の地点から方向角94度41分17秒の方向2.14mの地点
 - UK13の地点 UK14の地点から方向角184度40分30秒の方向0.42mの地点
 - UK12の地点 UK13の地点から方向角94度40分27秒の方向97.30mの地点
 - UK11の地点 UK12の地点から方向角4度40分30秒の方向0.42mの地点
 - UK10の地点 UK11の地点から方向角94度40分27秒の方向17.02mの地点
 - UK9の地点 UK10の地点から方向角188度35分54秒の方向2.88mの地点
 - UK8の地点 UK9の地点から方向角274度37分11秒の方向17.69mの地点
 - UK7の地点 UK8の地点から方向角4度48分32秒の方向0.52mの地点
 - UK6の地点 UK7の地点から方向角274度40分30秒の方向24.64mの地点
 - UK5の地点 UK6の地点から方向角2度51分45秒の方向0.02mの地点
 - UK4の地点 UK5の地点から方向角274度40分28秒の方向54.99mの地点
 - UK3の地点 UK4の地点から方向角5度54分22秒の方向0.02mの地点

(3) 面積 241.66m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 上磯郡知内町字中ノ川47番9地先
 - (2) 区域 次のSK2の地点とSK1の地点とを結んだ線、SK1の地点とSK16の地点とを結んだ線、SK16の地点とSK15の地点とを結んだ線、SK15の地点とSK14の地点とを結んだ線、SK14の地点とSK13の地点とを結んだ線、SK13の地点とSK12の地点とを結んだ線、SK12の地点とSK11の地点とを結んだ線、SK11の地点とSK10の地点とを結んだ線、SK10の地点とSK9の地点とを結んだ線、SK9の地点とSK8の地点とを結んだ線、SK8の地点とSK7の地点とを結んだ線、SK7の地点とSK6の地点とを結んだ線、SK6の地点とSK5の地点とを結んだ線、SK5の地点とSK4の地点とを結んだ線、SK4の地点とSK3の地点とを結んだ線及びSK2の地点とSK3の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- SK2の地点 漁港原点（X = -262,878.009 Y = 15,042.485 北緯41度37分59秒7086、東経140度25分49秒9669）から方向角58度09分46秒の方向109.72mの地点
- SK1の地点 SK2の地点から方向角4度39分41秒の方向2.32mの地点
 - SK16の地点 SK1の地点から方向角94度40分48秒の方向0.62mの地点
 - SK15の地点 SK16の地点から方向角4度40分47秒の方向3.80mの地点

SK14の地点 SK15の地点から方向角94度40分29秒の方向7.81mの地点
 SK13の地点 SK14の地点から方向角184度40分47秒の方向3.80mの地点
 SK12の地点 SK13の地点から方向角94度40分27秒の方向86.00mの地点
 SK11の地点 SK12の地点から方向角4度40分47秒の方向6.11mの地点
 SK10の地点 SK11の地点から方向角94度40分22秒の方向22.44mの地点
 SK9の地点 SK10の地点から方向角188度35分59秒の方向9.02mの地点
 SK8の地点 SK9の地点から方向角274度37分11秒の方向17.69mの地点
 SK7の地点 SK8の地点から方向角4度48分32秒の方向0.52mの地点
 SK6の地点 SK7の地点から方向角274度40分30秒の方向24.64mの地点
 SK5の地点 SK6の地点から方向角2度51分45秒の方向0.02mの地点
 SK4の地点 SK5の地点から方向角274度40分28秒の方向54.99mの地点
 SK3の地点 SK4の地点から方向角5度54分22秒の方向0.02mの地点

(3) 面積 449.17m²

5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第994号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 出願の年月日 平成15年4月1日

(2) 出願者

ア 名称 北海道

イ 住所 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ

(3) 埋立区域

ア 位置 稚内市声問4丁目441番地先の公有水面

イ 区域 次の1の地点から10の地点までを順次に結んだ線及び漁港原点から方向角176度24分45秒の方向241.03mの地点を中心とする半径49.47mの円弧で1の地点と10の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

1の地点 漁港原点（X = 156,417.959、Y = - 38,380.839）から方向角187度57分35秒の方向225.24mの地点

2の地点 1の地点から方向角110度44分12秒の方向0.77mの地点
 3の地点 2の地点から方向角164度31分05秒の方向10.19mの地点
 4の地点 3の地点から方向角172度12分22秒の方向26.06mの地点
 5の地点 4の地点から方向角152度41分16秒の方向8.88mの地点
 6の地点 5の地点から方向角126度38分18秒の方向5.34mの地点
 7の地点 6の地点から方向角236度31分12秒の方向6.65mの地点
 8の地点 7の地点から方向角313度24分08秒の方向3.57mの地点
 9の地点 8の地点から方向角43度20分47秒の方向0.27mの地点
 10の地点 9の地点から方向角313度20分33秒の方向0.22mの地点

ウ 面積 325.37m²

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 稚内市声問4丁目441番地先

イ 区域 次のAの地点からIの地点までを順次に結んだ線、Iの地点と7の地点とを結んだ線、7の地点とJの地点とを結んだ線、Jの地点とKの地点とを結んだ線及び漁港原点から方向角176度24分45秒の方向241.03mの地点を中心とする半径50.00mの円弧でAの地点とKの地点とを結んだ線によって囲まれた区域

Aの地点 漁港原点（X = 156,417.959、Y = - 38,380.839）から方向角188度05分29秒の方向225.13mの地点

Bの地点 Aの地点から方向角110度42分07秒の方向2.99mの地点

Cの地点 Bの地点から方向角166度13分24秒の方向5.35mの地点

Dの地点 Cの地点から方向角113度28分26秒の方向16.86mの地点

Eの地点 Dの地点から方向角215度07分23秒の方向7.23mの地点

Fの地点 Eの地点から方向角161度42分25秒の方向6.26mの地点

Gの地点 Fの地点から方向角176度28分58秒の方向6.47mの地点

Hの地点 Gの地点から方向角134度10分37秒の方向4.23mの地点

Iの地点 Hの地点から方向角198度33分13秒の方向13.12mの地点

7の地点 Iの地点から方向角236度31分04秒の方向7.56mの地点

Jの地点 7の地点から方向角313度23分56秒の方向3.79mの地点

Kの地点 Jの地点から方向角223度45分17秒の方向0.26mの地点

ウ 面積 770.44m²

(5) 埋立地の用途 漁港施設用地

2(1) 出願の年月日 平成15年3月5日

(2) 出願者

ア 名 称 北海道
 イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
 ウ 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
 (3) 埋立区域
 ア 位 置 稚内市大字宗谷村字清浜185番地先の公有水面
 イ 区 域 次の1の地点から10の地点までを順次に結んだ線、10の地点とR16の地点とを結んだ線、R16の地点からR18の地点までを順次に結んだ線及び1の地点とR18の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
 1の地点 漁港原点 (X = 167,914.470、Y = -27,802.808) から方向角197度53分14秒の方向190.57mの地点
 2の地点 1の地点から方向角324度28分36秒の方向165.13mの地点
 3の地点 2の地点から方向角234度28分56秒の方向2.00mの地点
 4の地点 3の地点から方向角324度28分25秒の方向4.70mの地点
 5の地点 4の地点から方向角54度28分56秒の方向2.00mの地点
 6の地点 5の地点から方向角324度28分35秒の方向19.40mの地点
 7の地点 6の地点から方向角37度38分17秒の方向39.58mの地点
 8の地点 7の地点から方向角144度28分36秒の方向86.55mの地点
 9の地点 8の地点から方向角54度28分34秒の方向32.11mの地点
 10の地点 9の地点から方向角144度23分39秒の方向68.93mの地点
 R16の地点 10の地点から方向角218度06分46秒の方向11.74mの地点
 R17の地点 R16の地点から方向角205度19分39秒の方向29.19mの地点
 R18の地点 R17の地点から方向角195度37分08秒の方向21.69mの地点
 ウ 面 積 9,224.46㎡
 (4) 埋立てに関する工事の施行区域
 ア 位 置 稚内市大字宗谷村字清浜185番地先
 イ 区 域 次のイの地点からレの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とレの地点とを結んだ線によって囲まれた区域
 イの地点 漁港原点 (X = 167,914.470、Y = -27,802.808) から方向角196度30分25秒の方向197.90mの地点
 口の地点 イの地点から方向角324度28分36秒の方向205.89mの地点
 ハの地点 口の地点から方向角37度38分16秒の方向73.95mの地点
 ニの地点 ハの地点から方向角44度29分57秒の方向93.51mの地点
 ホの地点 ニの地点から方向角144度27分40秒の方向140.70mの地点
 ヘの地点 ホの地点から方向角234度28分34秒の方向84.70mの地点

トの地点 ヘの地点から方向角144度24分55秒の方向51.36mの地点
 チの地点 トの地点から方向角217度38分05秒の方向5.37mの地点
 リの地点 チの地点から方向角214度47分58秒の方向5.53mの地点
 ヌの地点 リの地点から方向角210度26分59秒の方向11.10mの地点
 ルの地点 ヌの地点から方向角207度30分55秒の方向4.98mの地点
 ヲの地点 ルの地点から方向角205度03分55秒の方向5.21mの地点
 ワの地点 ヲの地点から方向角202度11分54秒の方向4.55mの地点
 カの地点 ワの地点から方向角199度42分16秒の方向4.95mの地点
 コの地点 カの地点から方向角198度21分11秒の方向6.41mの地点
 タの地点 コの地点から方向角196度43分37秒の方向6.32mの地点
 レの地点 タの地点から方向角195度55分56秒の方向4.80mの地点
 ウ 面 積 25,978.63㎡
 (5) 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第995号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道網走土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋はるみ

6北見沿岸海岸保全区域の表北見沿岸の(6)興部海岸の興部町の項海岸保全区域の欄4の事項を次のように改める。

4 沙留地区海岸の次の基1から基21までの各点を順次に結んだ線、基21と補4とを結んだ線、補4と補3とを結んだ線、補3と補2とを結んだ線、補2と補1とを結んだ線及び基1と補1とを結んだ線によって囲まれた区域

- 基1 座標値 X = 47,836.107、Y = 77,805.087の地点
- 基2 基1から方向角143度50分52秒の方向3.30メートルの地点
- 基3 基2から方向角90度07分04秒の方向5.35メートルの地点
- 基4 基3から方向角142度43分36秒の方向152.68メートルの地点
- 基5 基4から方向角116度20分54秒の方向0.23メートルの地点
- 基6 基5から方向角142度46分06秒の方向24.84メートルの地点
- 基7 基6から方向角232度31分52秒の方向2.10メートルの地点
- 基8 基7から方向角142度48分00秒の方向10.51メートルの地点
- 基9 基8から方向角164度26分07秒の方向13.64メートルの地点
- 基10 基9から方向角86度00分18秒の方向21.67メートルの地点

- 基11 基10から方向角38度34分43秒の方向29.71メートルの地点
- 基12 基11から方向角149度23分59秒の方向114.88メートルの地点
- 基13 基12から方向角124度26分38秒の方向8.22メートルの地点
- 基14 基13から方向角231度59分30秒の方向30.81メートルの地点
- 基15 基14から方向角135度38分02秒の方向47.16メートルの地点
- 基16 基15から方向角133度13分47秒の方向38.97メートルの地点
- 基17 基16から方向角134度34分54秒の方向106.88メートルの地点
- 基18 基17から方向角132度13分30秒の方向42.48メートルの地点
- 基19 基18から方向角134度09分07秒の方向46.95メートルの地点
- 基20 基19から方向角130度13分15秒の方向120.85メートルの地点
- 基21 基20から方向角119度07分35秒の方向85.89メートルの地点
- 補4 基21から方向角33度25分40秒の方向96.04メートルの地点
- 補3 基18から方向角58度28分33秒の方向101.72メートルの地点
- 補2 基11から方向角94度50分39秒の方向111.63メートルの地点
- 補1 基1から方向角89度30分00秒の方向211.65メートルの地点

6 北見沿岸海岸保全区域の表北見沿岸の(6)興部海岸の興部町の頂海岸保全区域の欄に5の事項として次の1事項を加える。

5 富丘地区海岸の次の基21とA点とを結んだ線、A点とB点とを国道238号道路用地境界に沿って結んだ線、B点とC点とを結んだ線、C点とD点とを国道238号道路用地境界に沿って結んだ線、D点と⑤点とを結んだ線、⑤点と④点とを結んだ線、④点と③点とを結んだ線、③点と②点とを結んだ線、②点と①点とを結んだ線及び基21と①点とを結んだ線によって囲まれた区域

- 基21 座標値 X = 47,254.920、Y = 78,379.562の地点
- A点 基21から方向角213度25分43秒の方向36.89メートルの地点
- B点 思沙留川左岸国道238号道路用地東角の地点
- C点 思沙留川右岸国道238号道路用地西角の地点
- D点 国道238号道路用地境界と紋別市境界との交点
- ⑤点 D点から紋別市境界沿いに北に150メートルの地点
- ④点 C点から北東に180メートルの地点
- ③点 字富丘11番1東角から北東に110メートルの地点
- ②点 字富丘10番1南東角から北東に65メートルの地点
- ①点 基21から方向角33度25分39秒の方向68.90メートルの地点

北海道告示第996号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画法

業の事業計画の変更を認可した。

平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 札幌市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画下水道事業 札幌公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 昭和45年北海道告示第810号、昭和46年北海道告示第857号、第2192号、昭和47年北海道告示第1617号、昭和48年北海道告示第1871号、昭和49年北海道告示第2083号、昭和50年北海道告示第2485号、昭和51年北海道告示第1914号、昭和52年北海道告示第133号、昭和53年北海道告示第1615号、昭和55年北海道告示第644号、第2301号、昭和56年北海道告示第1518号、昭和57年北海道告示第1012号、昭和58年北海道告示第947号、昭和60年北海道告示第286号、第1642号、昭和61年北海道告示第699号、昭和62年北海道告示第628号、昭和63年北海道告示第631号、平成元年北海道告示第854号、平成2年北海道告示第1432号、平成3年北海道告示第957号、平成4年北海道告示第478号、第1200号、第1554号、平成5年北海道告示第716号、平成6年北海道告示第1311号、平成7年北海道告示第881号、平成8年北海道告示第834号、平成10年北海道告示第1757号、平成12年北海道告示第1105号、平成13年北海道告示第471号及び平成14年北海道告示第991号の事業地のうち札幌市清田区清田地内並びに手稲区手稲山口地内において事業地を変更する。
 - (2) 事業施行期間 昭和33年3月26日から平成22年3月31日まで

北海道告示第997号

平成15年北海道告示第437号（特定計量器定期検査の実施）の一部を次のように改正する。
平成15年5月30日

北海道知事 高橋 はるみ

平取町の項中「平成15年8月28日午後から29日午前まで」を「平成15年10月2日午後から3日午前まで」に改める。

公 表

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第17条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年5月30日

北海道苦情審査委員 佐藤 トモ
北海道苦情審査委員 渡部 保夫

1 報告者

北海道知事 高橋はるみ

2 報告年月日

平成15年5月20日

3 勧告の内容

介護支援専門員実務研修受講試験の受験申込みをした申立人が、道から実務経験の期間が足りず、受験資格がないと言われたことに対し、自分と同じ実務経験しかない知人が前年の試験を受験しているとして苦情の申立てがあった。

これを受けて、平成13年度試験の受験申込者4,860名について、当時、道が行った受験資格の審査の状況を再点検した結果、資格を満たさない受験者が10名に及ぶことが判明した。

主な原因は、受験に必要な実務経験の期間に、看護師などの免許取得前の勤務期間を誤って算入していたことによる。

厳正に行われるべき試験制度を預りながら、道の基本的な事務処理のミスにより、受験者に対し不公平な取扱いを招く結果となったことは、介護保険制度への信頼感を大きく損ねるものである。

今後、このような問題が再び起きることのないよう、速やかな是正措置を求める。

4 是正措置報告の内容

(1) 勧告を受けて実施したこと

ア 全受験申込者に係る受験資格の再点検

苦情審査委員からの勧告を受け、今後の改善策を検討するに当たり、平成13年度の試験のみならず、これまで実施してきた全試験の全容を把握し、その原因や背景を究明することが必要と考え、第1回（平成10年度）から第5回（平成14年度）までの全受験申込者について、受験資格の再点検を行った。

イ 今後の改善方策についての検討

(1)の再点検の結果を踏まえ、検討を行った。

ウ 受験資格が確認できないにもかかわらず介護支援専門員実務研修受講試験を受験し合格後、介護支援専門員実務研修を受講し、名簿に登録された介護支援専門員の取扱いについての検討

(1)の再点検の結果を踏まえ、検討を行った。

エ 北海道介護支援専門員支援会議での協議

(2)及び(3)の検討結果について、介護支援専門員支援会議で協議を行い、おおむね了承を得た。協議の中では、道が検討した改善方策を着実に実施し、今後、同様の事態が生じないように万全を期してほしいとの意見があった。

(2) 再点検結果の概要について

ア 各年度の再点検結果の状況について

全受験申込者に係る受験資格再点検結果の概要は次のとおり。既に再点検を実施済みの第4回（平成13年度）についても、併せて報告する。

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合 計
受験申込件数 ア	12,442	9,287	7,265	4,860	5,085	38,939
うち、資格が確認できなかった件数 イ	149	81	18	10	5	263
< 錯誤の内容 >						
(ア) 免許登録日の確認漏れによるもの	143	76	12	8	4	243
(イ) (ア)以外のもの	6	5	6	2	1	20
イのうち、介護支援専門員として登録済みの件数	46	39	7	2	2	96

再点検の結果、受験資格を確認できなかったのは、全受験申込者38,939件のうち263件であり、そのうち既に介護支援専門員として登録されているのは、96件であった。

この263件については資格がなかったと断定できるものではなく、申込書に添付された書類上では、受験資格を確認するには至らなかったというものが数多くあった。

イ 錯誤の内容

(ア) 国家資格等の免許登録日の確認漏れによるもの

受験資格が確認できなかった263件中、国家資格等の免許登録日の確認漏れによるものが243件であり、全体の92.4パーセントを占めている。

「免許登録日の確認漏れ」の最も特徴的なパターン

実務経験証明書では資格要件を満たしているが、免許証の登録年月日が実務経験証明期間の始期の後日となっているため、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間を短期間満たしていない場合

H 7. 4. 1 ← 実務経験 5 年間 (看護業務) → H12. 3.31

(4.17) 看護師免許証登録 (交付) 年月日

← 正しい実務経験 4 年11月15日 →

この事例は看護師資格だけの事例ではなく、保健師、助産師、薬剤師等、他の資格にも共通に見られた。

(イ) (ア)以外のもの

国家資格等の免許登録日の確認漏れ以外には、実務経験期間の単純な算定誤りや、「見込み確定後の実務経験証明書」の提出漏れなど、資格審査における事務上のミスが20件あった。「見込み確定後の実務経験証明書」とは、受験申込みの時に、試験日前日までの実務経験を「見込み」として証明した場合、それが確定した段階で再度提出を要する実務経験証明書のことである。

ウ 受験資格の確認漏れが生じた原因及び背景について

今回、受験資格の確認漏れが生じた原因及び背景について考えてみると、次のようなことがあったと思われる。

(ア) 国家資格等の免許登録日の確認漏れについては、登録年月日以降でなければ実務経験として算定できないことが申込を受け付ける支庁に対して周知徹底されず、審査が甘くなってしまったことが考えられる。特に平成10年度、11年度については、その傾向が顕著だったと思われる。

(イ) その結果、証明された実務経験期間に不足が生じていることに気づかず、免許証の裏書き（結婚により氏名が変更された場合など、最初の登録年月日が免許証の裏に記載されている）や別の免許証、あるいは別の実務経験証明書の提出を求めて実務経験期間を確認するということがおろそかになってしまった。また、「見込み確定後の実務経験証明書」の提出漏れなど、個々の申込者の状況に応じたきめ細かい対応がおろそかになってしまった。

(ウ) 「介護支援専門員に関する省令」に定められている受験資格要件が非常に複雑であることも、背景の一つと考えられる。相談援助業務に従事した期間を算定する場合、「対象事業及び施設」として58項目が列挙されており、そのそれぞれについて、「対象となる職員（職種）」が定められている。このように資格要件が複雑に定められている中で、受験資格には該当しない業務内容を誤って算定してしまうといったミスもあった。

(エ) さらに、複数の実務経験証明書に記載された年数を誤って算定してしまうといった単純なミスもあった。

(3) 今後の改善方策について

以上の再点検結果も踏えて、今後、受験資格審査に当たって2度と錯誤を生じることのないよう、次のような改善方策を講じ、平成15年度から実施することとした。

ア 受験資格審査の厳正な実施

(ア) 従来、実務経験期間の算定に当たっては、手作業により確認してきましたが、実務経験期間の算定方法の徹底や、個別の申込者の状況に応じた対応をきめ細かく行うため、実務経験期間等のデータをコンピュータに打ち込み、受験資格が自動的に確認できるチェック・プログラムを作成し、活用することとした。

(イ) チェック・プログラムにより、実務経験期間が満たされていないとされたものに対して、免許証の裏書きや、見込み確定後の実務経験証明書の追加提出を求めるなど、申込者の状況に応じた対応を強化する。

(ウ) 実務経験期間が満たされない申込者をピックアップし、その対応を決めるに当たっては、必ず2名以上のチェックを行う体制を整える。

イ 受験資格審査マニュアルの見直し

(1)のチェック・プログラムを活用した審査体制の確立に伴い、従来の受験資格審査マニュアルについて、必要な見直しを行う。

ウ 受験申込み関係書類の見直し

受験申込書や実務経験証明書等の様式について、受験資格要件の確認ができやすいよう、必要な見直しを行う。

エ 受験申込み希望者への受験資格要件等の周知徹底

従来、個別の電話照会への対応が主だったが、介護保険課のホームページに、受験資格要件や試験に関する手続、受験申込時の留意事項等についてきめ細かく掲載する等、周知徹底を図ることとする。

オ その他

今回の受験資格審査の錯誤の背景としては、上記のようなチェック体制の強化等だけでは解決が難しい課題もある。例えば、5年間だけ就労し、それ以外には実務経験がなく、免許登録日の関係で資格に基づく実務経験が5年にわずか足りないという場合（(2)のイに記載した特徴的なパターンを参照）、その方は受験資格が満たされないということ等については、「資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間」の解釈に再検討の余地があるように思われる。(2)のウの(ウ)で触れた点も含め、現行制度に起因する受験資格要件の複雑さといった課題については、その改善が図られるよう、国に対して提言していきたいと考えている。

(4) 受験資格が確認できないにもかかわらず介護支援専門員実務研修受講試験を受験し合格後、介護支援専門員実務研修を受講し、名簿に登録された介護支援専門員の取扱いについて

平成13年度の2件も含め、今回受験資格が確認できず、介護支援専門員として登録された方々については、試験に合格し、実務研修を修了しており、介護支援専門員として必要な一定の資質を有しているものと思料されること、また、受験資格が確認できなかったことは道の審査ミスによるものであることや、取消しによる影響が登録された介護支援専門員のみならず、その方が関係する事業者、利用者等にも及ぶ広範なものであることなども考慮し、その登録を取り消さないこととした。

公 告

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 氏名又は名称 株式会社野田組
- 2 代表者の氏名 野田 仁
- 3 主たる事務所又は事業所の所在地 中川郡本別町北3丁目5番地9
- 4 指定の取消年月日 平成14年12月25日

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年5月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 業務概要

- (1) 業 務 名 歴史文化情報システム整備事業
- (2) 業務内容 北海道開拓記念館における収蔵資料情報の効率的な活用を促進するため、手書記録カードで管理されている収蔵資料情報のデータベース化を委託する。
- (3) 履行期限 平成16年3月27日

2 参加資格及び特定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

- ア 平成15年度北海道告示第17号に規定する情報システムの開発の競争入札の参加資格を有すること又は特定非営利団体活動促進法（平成10年法律第7号）若しくは社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）に基づく法人格を有すること。
- イ 道内業者又は道内に営業拠点を有する業者であること。
- ウ 博物館等におけるデータベース構築の経験・知識があり、原則として、過去2年間

に国又は地方公共団体においてデータベースシステム開発及びデータ入力作業業務を契約締結し、確実に履行した実績を有すること。ただし、実績がなくとも業務を実施する実力があつ、かつ、確実に履行できる見込みのある者も含めるものとする。

- エ 本事業費に占める人件費割合がおおむね80パーセント以上、かつ、本事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合がおおむね75パーセント以上又は本事業費に占める人件費割合がおおむね70パーセント以上、かつ、本事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合がおおむね85パーセント以上であること。

(2) プロポーザルの特定基準

- ア 事務所の実力
実施体制等
- イ 新規雇用の考え方
緊急地域雇用創出特別対策推進事業の諸条件に適合していること。
- ウ データベース化の内容
データ入力の考え方、システムへの移行、ホームページへの移行、将来性等

3 手続等

(1) 担当部局（連絡・照会先）

郵便番号 004 - 0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53 - 2

北海道開拓記念館総務部総務課

電話番号 011 - 898 - 0456

ファクシミリ 011 - 898 - 2657

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- ア 交付期間 平成15年5月30日（金）から6月6日（金）まで（月曜日を除く。午前9時から午後5時まで。）
- イ 交付場所 3の(1)に同じ。
- ウ 交付方法 直接交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 平成15年6月6日（金）午後5時必着
- イ 提出場所 3の(1)に同じ。
- ウ 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

(4) プロポーザル提出要請書の送付

プロポーザル提出業者として選定された業者には、選定通知書及びプロポーザル提出要請書を送付し、非選定の業者には、その理由を付して通知する。

(5) プロポーザルの提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 平成15年6月20日（金）午後5時必着
- イ 提出場所 3の(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

4 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)と同じ。

(3) その他

ア 後日、プロポーザルに関するヒアリングを行う。

イ 詳細は、プロポーザル説明書によること。

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年5月30日

北海道後志支庁長 浴 山 正 久

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 堆肥原料収集・運搬用コンテナ 44個

(2) コンテナ脱着装置付トラック 2台

2 落札を決定した日

平成15年5月13日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 ヤンマー農機株式会社

(2) 住 所 大阪市北区茶屋町1番32号

4 落札金額

92,295,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道後志支庁告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道後志支庁総務部会計課

(2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道立稚内水産試験場告示

北海道立稚内水産試験場告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年5月30日

北海道立稚内水産試験場長 岡 田 鳳 二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量
試験調査船北洋丸上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履 行 期 日 平成15年8月28日

(4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 総トン数250トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

(4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年5月30日から6月13日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類は提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-0001 北海道稚内市末広4丁目5番15号
北海道立稚内水産試験場企画総務部

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道稚内市末広4丁目5番15号 北海道立稚内水産試験場企画総務部

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道稚内市末広4丁目5番15号 北海道立稚内水産試験場
会議室（郵送による場合は、郵便番号 097 - 0001 北海道立
稚内水産試験場企画総務部）
- (2) 入 札 日 時 平成15年7月11日 午前10時（郵送による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道稚内市末広4丁目5番15号
北海道立稚内水産試験場企画総務部
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契 約 書 作 成 の 要 否

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出す

ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名 称 北海道立稚内水産試験場企画総務部
 - イ 所 在 地 郵便番号 097 - 0001 北海道稚内市末広4丁目5番15号
電話番号 0162 - 32 - 7177
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured :
Fishery research vessel HOKUYO-MARU Repair Service 1 set
- B . Bid tendering date and time : 10:00 A.M. July 11, 2003
- C . Contact : Division of General Administration, Hokkaido Wakkanai Fisheries
Experimental Station, 15-Gou, 5-Ban, 4-Chome, Suehiro, Wakkanai, Hokkaido
097-0001 Japan
Phone : 0162-32-7177

道教育庁後志教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第13号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年5月30日

北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式 42台×2校
- 2 落札を決定した日
平成15年5月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 松下リース・クレジット株式会社
 - (2) 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号
- 4 落札金額（1月当たりの単価）
570,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の広告

平成15年北海道教育庁後志教育局告示第12号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課
- (2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年5月30日

北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道栗山高等学校改築に係る物品購入

- | | | | |
|---|------------|------|-------|
| ア | ミキサーほか | 7品目 | 9点 |
| イ | 調理台ほか | 7品目 | 33点 |
| ウ | オージオメーターほか | 5品目 | 5点 |
| エ | 書架ほか | 16品目 | 85点 |
| オ | 印刷機ほか | 3品目 | 7点 |
| カ | 事務用椅子ほか | 44品目 | 1716点 |
| キ | ミラーカーテンほか | 53品目 | 162点 |

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年8月21日（木）

(4) 納 入 場 所 北海道栗山高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に係る指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年5月30日（金）から6月13日（金）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁3階空知教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号068 - 8550北海道教育庁空知教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時

ア 平成15年7月10日（木）午前9時30分

イ 同 午前11時

ウ 同 午後1時30分

エ 同 午後3時

オ 同 11日（金）午前9時30分

カ 同 午前11時

キ 同 午後1時30分

（郵送による場合は、アからエまでは平成15年7月9日（水）、オからキまでは平成15年7月10日（木）までに必着のこと。）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定め

るところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に係る条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該入札金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3117

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (6) この入札の執行は、公開する。

- (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a . Mixer and others 7 items (9 units)
b . Dresser and others 7 items (33 units)
c . Hearing test machine and others 5 items (5 units)
d . Bookshelf and others 16 items (85 units)
e . Printing machine and others 3 items (7 units)
f . Chair and others 44 items (1716 units)
g . Mirror Curtain and others 53 items (162 units)

B . Bidding date and time :

- a . 9 : 30 A. M., July. 10, 2003
b . 11 : 00 A. M., July. 10, 2003
c . 1 : 30 P. M., July. 10, 2003
d . 3 : 00 P. M., July. 10, 2003
(a'd If mailed, bids must arrive no later than July 9)
e . 9 : 30 A. M., July. 11, 2003
f . 11 : 00 A. M., July. 11, 2003
g . 1 : 30 P. M., July. 11, 2003
(e'g If mailed, bids must arrive no later than July 10)

C . Contact

Accounting Division, General Affairs Department,
Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido office of Education Nishi 5 chome, 8 jo,
Iwamizawa, Hokkaido, 068-8550, Japan
Phone : 0126-23-2231 Ext, 3117

北海道教育庁空知教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年5月30日

北海道教育庁空知教育局長 松尾昭房

1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たり単価）

- (1) パーソナルコンピュータ（普通科）一式 42台×2校
(2) 同（職業科） 42台×1校
(3) 同 32台×1校

2 落札を決定した日

平成15年5月6日（火）

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 名 称 松下リース・クレジット株式会社

<p>(2) 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号</p> <p>4 落札金額（1月当たりの単価）</p> <p>(1) 1の(1)に係る落札金額 472,500円</p> <p>(2) 1の(2)及び(3)に係る落札金額 558,600円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成15年北海道教育庁空知教育局告示第5号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課</p> <p>(2) 所在地 北海道岩見沢市8条西5丁目</p>	<p>道教育庁胆振教育局告示</p>
<p>道教育庁網走教育局告示</p>	<p>北海道教育庁胆振教育局告示第7号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>平成15年5月30日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁胆振教育局長 木 村 俊 昭</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <p>(1) パーソナルコンピューター式 32台×2校（普通科）</p> <p>(2) 同 42台×1校（普通科）</p> <p>2 落札を決定した日 平成15年5月8日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏 名 エヌイーシーリース株式会社</p> <p>(2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号</p> <p>4 落札金額（1月当たりの単価） 611,940円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成15年北海道教育庁胆振教育局告示第6号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課</p> <p>(2) 所在地 北海道室蘭市幸町9番11号</p>
<p>北海道教育庁網走教育局告示第6号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>平成15年5月30日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁網走教育局長 清 原 登志夫</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <p>パーソナルコンピューターの賃貸借 一式 42台×1校</p> <p>同 32台×1校</p> <p>2 落札者を決定した日 平成15年5月6日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏 名 日立キャピタル株式会社</p> <p>(2) 住 所 東京都港区西新橋二丁目15番12号</p> <p>4 落札金額（1月当たりの単価） 332,325円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成15年北海道教育庁網走教育局告示第5号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課</p> <p>(2) 所在地 北海道網走市北7条西3丁目</p>	<p>道教育庁十勝教育局告示</p>
	<p>北海道教育庁十勝教育局告示第5号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>平成15年5月30日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁十勝教育局長 井 川 弘</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <p>(1) パーソナルコンピューター式 42台×2校</p> <p>(2) 同 42台×1校、32台×1校</p> <p>2 落札を決定した日</p>

- 平成15年5月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 エヌイーシーリース株式会社
- (2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号
- 4 落札金額（1月当たりの単価）
- (1) 547,785円
- (2) 421,260円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成15年北海道教育庁十勝教育局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課
- (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人を行った平成10年度及び平成11年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により、知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年5月30日

北海道監査委員 石 井 孝 一
 北海道監査委員 伊 藤 政 信
 北海道監査委員 前 田 榮 一
 北海道監査委員 徳 永 光 孝

第1 監査の結果の報告

- 1 平成10年度の包括外部監査結果「17基金について」及び「北海道地方競馬特別会計について」は、平成11年3月15日に包括外部監査人から報告があり、同月26日付け北海道公報号外第13号で公表した。
- 2 平成11年度の包括外部監査結果「北海道土地開発公社及びこれに係る北海道の財務」は、平成11年10月18日に包括外部監査人から報告があり、同年11月9日付け北海道公報号外第61号で公表した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

- 1 17基金について

- (1) 既に講じた措置
監査結果に対する一部の措置報告については、平成12年6月23日付けで知事から通知があり、同年7月14日付け号外第49号の北海道公報で公表した。
- (2) 今回講じた措置

改 善 を 要 す る 事 項	講 じ た 措 置
<p>北海道地方競馬事業安定基金</p> <p>平成2年12月26日条例が制定され平成2年度と3年度に積立てられたが、その後、競馬事業は採算悪化し、基金も平成4年度と5年度で使用され、平成6年3月で基金は全額取崩済であります。</p> <p>その後も不採算で一般会計からの借入金で賄われ、平成10年3月現在では7,179,815千円の借入金残高となり、返済計画も立っておりません。</p> <p>このため累積赤字を何らかの措置で解消された後は、単年度収支が改善されれば、競馬事業の経営安定のため基金を積立てることも可能となりますが、当面は基金を積立てるのは難しい状況にあり、今後の基金のあり方等について検討すべきと考えます。</p>	<p>ホッカイドウ競馬につきましては、北海道地方競馬運営委員会の答申を踏まえ、平成12年に「平成13年度から5カ年の間における赤字脱却を目指し、競馬運営の抜本的な改善に取り組み、その過程で、それらの成果を検証し、改めてそのあり方を判断する」ことを決定しました。</p> <p>北海道地方競馬事業安定基金のあり方につきましては、今後、競馬事業のあり方を判断していくことと併せ検討してまいります。</p> <p>なお、現在、国では「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」において、平成15年9月を目途に今後の我が国の競馬のあり方及び経営改善方策等について法改正を含め検討していることから、北海道競馬に相応した必要な措置を求めていくこととしております。</p>

2 北海道地方競馬特別会計について

- (1) 既に講じた措置
監査結果に対する一部の措置報告については、平成12年6月23日及び平成13年11月20日付けで知事から通知があり、それぞれ平成12年7月14日付け号外第49号及び平成13年12月14日付け号外第66号の北海道公報で公表した。
- (2) 今回講じた措置

改善を要する事項	講じた措置		
<p>1 ホッカイドウ競馬事業のあり方及び今後の方向性について検討を</p> <p>ホッカイドウ競馬事業の現状を十分把握認識したうえで、中央競馬及び各地の地方競馬への競走馬の提供を含む馬産振興、地域経済の維持及び雇用の確保等から判断して競馬事業の継続が道民の皆様から理解が得られるのかどうかについて、北海道議会等で十分な討議をされ、北海道競馬事業の方向性を速やかに検討して「北海道地方競馬特別会計」の本格的な改善を一日も早く実施されることを期待します。</p> <p>これまでの累積された借入金に対して、貸付利率は軽減されていますが借入利息を特別会計が負担しており、各年度の競馬事業損失を拡大しております。元金の償還の見込みすら立たない状況では、このような会計処理は現状を無視したもので正しい会計処理とは思われません。</p> <p>問題の先送りとも判断されますので累積借入金「平成12年3月では98億円程度」の解消を含めて本格的な解決を図ることを強くご提案致します。</p>	<p>ホッカイドウ競馬につきましては、北海道地方競馬運営委員会の答申を踏まえ、平成12年に「平成13年度から5カ年の間における赤字脱却を目指し、競馬運営の抜本的な改善に取り組み、その過程で、それらの成果を検証し、改めてそのあり方を判断する」ことを決定しました。</p> <p>平成14年度の発売額は販売計画額を下回ったものの、赤字額（一般会計からの借入額）は計画どおりの見込みとなったことから、概ね計画を達成したとの運営委員会の判断や道議会での議論を踏まえ、平成15年度は、平成14年度以上の運営改善を図ることで、運営計画を策定し、事業に取り組むこととしています。</p> <p>また、現在、国は「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」において、平成15年9月を目途に今後の我が国の競馬のあり方及び経営改善方策等について、法改正を含め検討していることから、この結果や北海道競馬が行ってきた運営改善の成果を検証するなど、今後、競馬事業のあり方を判断してまいります。</p> <p>なお、一般会計の一部借入金の利息については、平成13年以降は免除することとしました。</p>	<p>一部事務組合方式による事業形態の変更を道営競馬は、北海道農政部所管の競馬管理室及び競馬事務所並びに北海道が行うホッカイドウ競馬の運営を専門的にサポートしている社団法人北海道軽種馬振興公社によって運営されていますが、競馬管理室及び競馬事務所の職員は北海道庁の一般行政職の職員ですから、専門職でなく、一般の人事ローテーションのもとで配属されており、競馬事業を経営する専門経営者及び専門的知識を有する人材を中長期に配属するには限界もあります。競馬事業は収益事業であり、民間企業が採用している中長期に基づく経営計画を策定し、業績評価制度等を反映した企業会計的な発想で運営されることが望ましいと考えます。</p> <p>改善計画においても取り上げられているとおり、収益事業としての競馬運営を確立するのに相応しい組織運営体制として、他県で行われている一部事務組合方式の運営状況などを調査されるとともにその可能性を鋭意検討するべきです。</p> <p>なお、一部事務組合の会計方式は、自治体と同じですが、少なくとも収益事業としての経営管理を実施すべきです。</p>	<p>一部事務組合への移行については、ホッカイドウ競馬の単年度収支の均衡が図られることが前提条件となっていることから、今後、競馬事業のあり方を判断する過程の中で検討してまいります。</p>
<p>2 一部事務組合方式による事業経営を検討されてはどうか。</p>		<p>3 問題を先送りしている一般会計からの借入金及び借入利子について</p> <p>「北海道地方競馬特別会計」の一般会計への借入金償還は、不可能ではないかと考えられますので、借入金処理という問題の先送りはやめて、一般会計の財源などで累積された借入金の解消を適切に処理すべきと判断いたします。</p>	<p>借入金の解消については、今後、競馬事業のあり方を判断する過程の中で検討してまいります。</p>

4 競馬事業会計の全体像を明らかにして検討を

競馬を開催するに当たって必要な運営費用は、北海道地方競馬特別会計で計上されておりますが、この他に競馬事業の全体的企画立案を行う競馬管理室の一般管理費や競馬場の設置や撤退等の臨時的な支出及びトレーニングセンターに係る固定資産税については、一般会計により支出されております。競馬事業収支の全体像を把握するためには、両者を含めて検討する必要があります。

また、社団法人北海道軽種馬振興公社に対する補助金のうち固定資産相当額に対する補助金は、経常的に発生する事業費であるため、北海道地方競馬特別会計が負担すべきものと考えます。

一般会計で補助金として負担していた固定資産税につきましては、平成15年度から特別会計で負担することとしました。

また、競馬事業の一体的な推進を図るため、農政部競馬管理室を平成13年度に廃止し、競馬事務所に企画部門を新設しました。

3 北海道土地開発公社及びこれに係る北海道の財務

(1) 既に講じた措置

監査結果に対する一部の措置報告については、平成13年11月20日付けで知事から通知があり、同年12月14日付け号外第66号の北海道公報で公表した。

(2) 今回講じた措置

改善を要する事項	講じた措置
<p>1 監査結果の総括</p> <p>公社は公拡法の目的に従い、公有地取得事業（長期保有地を除く）・あっせん等事業は適切な運営がなされているが、自主事業には長期保有地等の解決すべき課題がある。</p> <p>なお、土地開発公社経理基準要綱（改正昭和54年12月18日自治政策136号、以下「要綱」という。）等の会計処理をより考慮すべきである。</p>	<p>現在、公社は土地開発公社経理基準要綱に基づく財務規程により会計処理を行っていますが、総務省及び全国都道府県土地開発公社連絡協議会において、平成16年度を目途に土地開発公社経理基準要綱が改正される予定であることから、この改正に併せ財務規程等の見直しを行うこととしています。</p>

2 北海道単独事業の長期保有地の発生要因と解決策

新千歳空港用地

滑走路延長事業の実施区域が確定した時点において、残地がある場合については、道と公社は速やかに協議を行い、道による土地の引取りなどを含めた土地処分方法を確定する必要がある。

滑走路延長事業実施区域の確定後、残地がある場合は適切な対応を図ることとしております。

3 公社自主事業の長期保有地の発生要因と解決策

(1) 苫小牧交通運輸関連用地

昭和48年度の新千歳空港用地買収の際、土地所有者が同空港の隣接用地を含めて一括買取りを希望してきたこと及び苫小牧東部工業基地の開発促進と併せて今後の航空貨物の増大を想定した運輸流通業務施設の用地を確保するために約70haを取得した。その後、道路用地として6haが処分されただけで、現在未造成のまま約64ha保有している。

苫小牧交通運輸関連用地については、公社が平成13年2月に策定した健全化計画において、平成22年度までに保有地の解消を図ることとしています。

なお、苫小牧の西側の区域については、引き続き関係機関と協議しその利用方法を検討してまいります。

新千歳空港に近接していることから、第7次空港整備7ヶ年計画が進捗することにより空港周辺プロジェクトで需要が見込まれる可能性があるが、今後の用地処分のためには、新千歳空港の24時間運用合意時以降の地域要請への対応を行い、さらに滑走路延長の合意が必要である。なお、西側の区域の利用方法について早急に検討すべきである。

(2) 解決策について

公社から長期保有地対策として示された内容は、国等からの今後の公有地取得事業及びあっせん等事業による事務費収

長期保有地については、平成13年2月に健全化方策及び健全化計画を策定し、平成22年度までを目標に解

<p>入の確保と諸経費節減等の経営努力としている。</p> <p>しかし、過去の経営努力の蓄積である準備金と特定引当金の残高は含み損に充当できるが、公社にはこの他に含み損を解消する販売物件がないため、自助努力だけでは解消が難しい状況にある。自主事業に係る含み損は、企業会計的に処理すると仮定すれば、公社の損失処理となり、平成11年3月31日現在では約33億円の債務超過となる。したがって、含み損のこれ以上の拡大は避けなければならない。支払利子及び管理費等を簿価に加算することは直ちに中止すべきである。</p> <p>また、保有することによるコストの発生を理解して長期保有地を早期に処分し、現在の含み損及び今後毎年度発生する管理費等は北海道が補填する方法を検討する必要がある。</p> <p>なお、保有地の含み損を確定する時期と判断されるため、不動産の鑑定評価の実施を提案する。</p>	<p>消を図ることとしています。</p> <p>また、含み損の拡大を防ぐため、自主事業用地の管理費等は平成13年度から簿価額への加算をとりやめ、準備金から支出することとしました。</p> <p>なお、不動産鑑定については、中空知流通工業団地及び南空知流通工業団地の2カ所を平成12年度に実施しました。</p> <p>長期保有地を処分しても、なお発生する含み損については、その負担方法を引き続き検討してまいります。</p>	<p>ないものをいう。南空知と中空知は、昭和54年から岩見沢・滝川両市との間で企業誘致のあっせんの委託契約を締結している状況や現地視察の状況から、販売可能な状態であると推定され、「完成土地」勘定で処理するのが適当と考える。そして「完成土地」とされたものは、要綱によるとその後の利子の加算ができないので簿価が増加することはない。</p> <p>さらに、時価が著しく下落した場合には相応の評価減を検討する必要がある。</p>	<p>では、この要綱改正に合わせ、公社の財務規程等を改正し、適切な処理を行ってまいります。</p> <p>また、自主事業用地に係る利子については、平成13年度から公社準備金を持って支出することとしました。</p> <p>なお、地価動向については、適切な把握に努め、販売時期に合わせて不動産鑑定を実施し、地価の再評価を行ってまいります。</p>
<p>4 公社の業務遂行は北海道の関係部署と一体で効率的に</p> <p>公社には土地開発推進委員会が設置されているが、所期の目的どおりの活動が行われているとはいえないのでその必要性について検討すべきである。</p>	<p>土地開発推進委員会については、今後も外部等の意見を聴くことが必要であることから、実質的に活動できる組織のあり方を引き続き検討してまいります。</p>	<p>(2) 流通工業団地の販売可能面積も正確に財務諸表の附属明細表によると、南空知の公表面積は228,345.16㎡となっているが、この中に現在は販売不可用地として計画している公園等の公共用地が28,051.73㎡含まれている。したがって、販売可能面積は200,293.42㎡となる。同様に、中空知についても公表面積は46,946.41㎡だが、販売不可用地が10,31㎡あり販売可能面積は46,936.10㎡となる。実態を正確に報告するためには、販売可能面積として明示することが必要である。</p> <p>なお、公園用地は将来の用途変更により分譲用地となる可能性があるが、現在は販売可能分も保有が長期化しており、用途変更の具体的な目途はたっていない。</p>	<p>流通工業団地の販売可能面積については、健全化計画では全てを処分可能面積としていますが、関係市とその取扱いについて協議を行っており、協議が整い次第、販売可能面積の明示方法を検討してまいります。</p> <p>なお、公園用地(20,177.35㎡)については、販売可能面積に含めることとしました。</p>
<p>5 自主事業等について</p> <p>(1) 未成土地と完成土地の区別を正確に決算書上の「完成土地」勘定は販売可能な状態にあるものであり、「未成土地」勘定はそれ以外の販売可能な状態に</p>	<p>平成16年度を目途に土地開発公社経理基準要綱が改正されることから、未成土地と完成土地の区別等につい</p>	<p>(3) 販売用土地についての評価の再検討も必要</p> <p>時価が帳簿価額を著しく下回ったときには、帳簿価額までの回復可能性の状況によって評価の引き下げを検討する必要がある。したがって、地価が長期低落傾</p>	<p>土地の再評価については、処分価格の見直しの際や用地処分の見直しなどを見極め、不動産鑑定を実施することとしました。</p>

向にある状況では評価を切り下げ、含み損を費用処理することになる。

また、要綱は完成土地についてのみ規定しているが、未成土地についてもその考え方を積極的に導入することが望まれる。

また、未成土地の評価引き下げについては、土地開発公社経理基準要綱の改正内容を確認し、適切な処理を行ってまいります。

(4) 業務方法書等の見直しを
土地等管理処分規程

第8条 第1項 公社の所有地等を処分する場合の処分価格は、国、北海道及びその他地方公共団体等と土地の取得に関し協定等を締結している場合は、その価格とする。

第2項 前号に基づく処分価格による以外の場合における処分価格は、当該土地の取得、造成等に要した事業費、事務費及び資金経費を加算した額を基準とし、近傍類地の取引価格等を考慮して理事長が定める。

業務方法書等では、販売価格を帳簿価額と同額に設定し、販売による損益は発生しないことを原則としている。

しかし、昭和63年度以降は昭和62年度後期価格に販売価格を据置、一方で支払利子を帳簿価額に加算しているため、販売価格が帳簿価額を下廻り販売することで損失が発生することになってしまう。販売価格と帳簿価額が乖離しているにもかかわらず、販売による損益を認識しないため、販売された土地の販売価格と帳簿価額との差額は、結果的に未販売の土地に配分される。

したがって、将来すべての土地が完売

業務方法書等については、土地開発公社経理基準要綱の改正に併せ、見直しを行うこととしています。

されたときには、土地が存在しなくても帳簿価額が残ることになる。中空知における平成10年度の売却事例では、販売価額は9,900万円だが、これに対応する帳簿価額は1億7,200万円となっている。売上原価は、販売価額の9,900万円です計上されるため、差額の7,300万円が未販売の土地に配分され、含み損を7,300万円増加させている。

中空知について、販売価格が据置かれている昭和63年度以降の取引から、平成10年度末の保有額に含まれる金額を試算すると以下のとおりとなる。

平成10年度末保有額	1,534百万円
あるべき保有額	1,278百万円
差 額	256百万円

もともと自主事業は自己責任で経営を行うものであり、実態を反映する業務方法書等の見直しを行うべきである。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第52号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により告示する。

平成15年5月30日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

氏 名	住 所	活動区域の名称及び範囲
若林雅教	札幌市中央区北1条東7丁目10番地	札幌市薄野地区 札幌市中央区南3条から南9条（南9条通以南を除く。）までの西1丁目から西8丁目まで
土方當監	同 南9条西5丁目422番地	
福田肇	同 南7条西4丁目422番地	
星野幸正	同 南9条西4丁目5番8号	
高橋スミ子	同 南4条西7丁目1番地	

森 敬 子 桐 生 明 竹 山 壽 田 中 元 米 原 三 大 崎 義 伊 藤 公 本 間 毬 薩 川 保 小 林 尚 津 司 久 茶 谷 長 高 柳 幸	札幌市中央区南4条西8丁目6番地 南9条西3丁目1番8 - 1101号 南4条西8丁目6番地 南8条西6丁目420番地 南4条西2丁目2番地 中島公園18番8号 南3条東1丁目3番地1 南8条西7丁目1033番地 南8条西6丁目420番地 南10条西6丁目3番7号 南12条西1丁目1番15 - 405号 南8条西3丁目7番地 南8条西1丁目13番地	
森 登 喜 春 原 良 田 宮 芳 春 原 良 石 井 泰 中 村 慶 向 井 初 松 岡 克 高 橋 行 扇 子 祐 水 口 克 佐々木 康 黒 田 早 山 根 孝	札幌市北区北24条西3丁目3番11 - 16号 篠路3条8丁目9番63号 北21条西4丁目1番19号 東茨戸50番地205 北31条西14丁目2番17号 北23条西3丁目1番34号 あいの里3条6丁目10番210号 北28条西6丁目2番8号 北25条西2丁目1番19 - 202号 北25条西3丁目1番13号 屯田6条11丁目1番10号202 拓北8条2丁目6番1号 新琴似7条4丁目1番36号 北28条西13丁目1番30号	札幌市北24条地区 札幌市北区北18条から北28条までの西2丁目から西6丁目まで
小 坂 勝 大 淵 敏 瓜 谷 由 前 田 勝 松 野 美 菊 地 秀 山 部 芳 佐々木 盛 川 島 一 近 藤 美 田 近 正 久保田 孝 山 市 良 浅 村 公	小樽市花園3丁目10番3号 花園2丁目9番4号 花園4丁目23番5号 梅ヶ枝町21番4号 豊川町2番2号 花園3丁目24番18号 花園1丁目10番1号 稲穂2丁目11番5号 色内3丁目4番21号 住ノ江2丁目2番3号 住ノ江1丁目8番20号 住吉町5番11号 緑2丁目18番9号 桜4丁目9番10号	小樽市稲穂・花園地区 小樽市稲穂1丁目及び2丁目並びに花園1丁目及び2丁目

菊 池 征 佐々木 善 古 田 啓 新 倉 静 山 田 信 東 川 典 青 山 京 佐 藤 健 大 山 博 高 橋 良 伊 藤 秀	児 勝 勝 勝 子 子 雄 雄 子 子 雄 雄 子 子 一 一 基 基 子 子 男 男	室蘭市新富町1丁目16番1号 港南町1丁目7番2号 東町3丁目3番12号 水元町2番19号 大沢町1丁目20番15号 知利別町2丁目6番17号 御前水町1丁目9番5号 舟見町1丁目5番2号 登別市美園町6丁目25番地2 美園町4丁目7番地11 若草町5丁目5番地1	室蘭市中島地区 室蘭市中島本町1丁目から3丁目まで、中島1丁目から4丁目まで、知利別町1丁目、宮の森町1丁目及び4丁目並びに高平町
坂 井 芳 新 保 宗 山 田 重 田 澤 賢 川 尻 優 藤 井 朝 佐 藤 秀 大 坪 弘 高 橋 眞 田 村 慶 但 野 尚 半 田 裕	一 之 之 信 次 郎 夫 夫 文 文 之 之 紀 紀 忠 忠 司 司 嗣 嗣	苫小牧市春日町2丁目13番11号 沼ノ端573番地の12 美園町2丁目6番8号 豊川町3丁目16番10号 三光町2丁目15番2号 王子町3丁目2番20号 日新町6丁目3番7号 ときわ町4丁目24番6号 ときわ町4丁目24番4号 美原町3丁目11番1号 ときわ町6丁目1番10号 有珠の沢町7丁目14番18号	苫小牧市駅前地区 苫小牧市表町2丁目1番から3番まで、表町3丁目1番及び2番、表町6丁目1番から3番まで、王子町1丁目1番及び6番、王子町3丁目1番及び2番、錦町1丁目及び2丁目の1番から6番まで、大町1丁目及び2丁目の1番から4番まで、栄町3丁目4番から6番まで並びに寿町2丁目3番から5番まで

道函館方面公安委員会告示

北海道函館方面公安委員会告示第17号
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により告示する。

平成15年5月30日

北海道函館方面公安委員会委員長 山 根 繁

氏 名	住 所	活動区域の名称及び範囲
福 原 義 正	函館市宝来町24番4号	函館市大門地区
佐 藤 勉	同 末広町14番9号	函館市大森町1番から34番まで、松風町1番から20番まで、若松町1番から40番まで
野 澤 信 子	同 宝来町16番14号	
須 藤 康 子	同 大縄町24番30号	

山 崎 悠 子	函館市新川町27番3号	番まで、東雲町1番から20番まで、新川町1番から35番まで及び千歳町1番から27番まで
小 川 牧 子	同 亀田町10番14号	
生 田 正 子	同 亀田町4番11号	
福 田 民 男	同 田家町10番11 - 1001号	
本 名 源 伍	同 栄町10番11号	
吉 田 恵 子	同 海岸町14番1号	

道旭川方面公安委員会告示

北海道旭川方面公安委員会告示第29号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により告示する。

平成15年5月30日

北海道旭川方面公安委員会委員長 吉 田 裕

氏 名	住 所	活動区域の名称及び範囲
中 里 隆 吉	旭川市6条西2丁目2番21号	旭川市平和通り地区 旭川市宮下通5丁目から8丁目まで及び1条通から8条通左までの5丁目から8丁目まで
大 谷 博	同 豊岡9条3丁目5番4号	
大 垣 巖	同 2条通11丁目右7号	
佐 藤 慶 紀	同 1条通5丁目左5号	
小笠原 義 高	同 5条通11丁目1725番地の27	
神 戸 紀 美	同 本町2丁目437番地	
清 水 蓮 雄	同 春光台4条3丁目12番22号	
津 田 政 和	同 7条通14丁目左9号	
佐 藤 薫	同 緑が丘2条3丁目1番地の5	
中 村 重 雄	同 7条通13丁目左6号	
鈴 木 カヅ子	同 1条通11丁目右2号ロジェ111の903号	
熊 谷 紳 介	同 1条通3丁目左10号	
松 井 喬	同 北門町15丁目2145番地の45	
枝 園 清 一	同 末広6条1丁目5番8号	
櫻 庭 弘 志	同 春光6区2条3丁目413番地	
北 原 実	同 神居2条14丁目2番22号	
有 川 武	同 東光22条6丁目5番3号	

道釧路方面公安委員会告示

北海道釧路方面公安委員会告示第13号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により告示する。

平成15年5月30日

北海道釧路方面公安委員会委員長 西佐古 求

氏 名	住 所	活動区域の名称及び範囲
宮 川 正 志	釧路市春採8丁目8番22号	釧路市末広・鉄北地区 釧路市北大通2丁目から5丁目まで、末広町2丁目から5丁目まで、栄町2丁目から5丁目まで、川上町2丁目から5丁目まで、共栄大通1丁目1番及び若松町1番から8番まで
上 野 由美子	同 若松町8番20号	
芝 木 将 治	同 昭南4丁目22番1号	
関 本 良 雄	同 興津2丁目41番8号	
木 津 邦 治	同 美原3丁目47番1号	
村 井 守 人	同 鶴ヶ岱3丁目10番15号	
稲 垣 克 弘	同 富士見3丁目11番4号	
遠 藤 義 弘	同 白金町23番地14号	
藤 本 亨	同 武佐2丁目26番21号	
幸 内 未 吉	同 緑ヶ岡5丁目17番15号	
南 重	同 星が浦大通2丁目9番10号	
土 谷 滋	同 美原1丁目15番7号	
高 梨 けい子	同 双葉町8番16号	
手 塚 衣 美	同 松浦町13番19号	
川 鍋 健 一	同 春日町3番3号	
田 中 俊 司	同 入江町3番23号	
西 田 昌 美	根室市昭和町4丁目294番地	根室市広小路地区 根室市梅ヶ枝町1丁目から3丁目まで、緑町1丁目から3丁目まで及び本町1丁目から3丁目まで
内 山 智 洋	帯広市東5条南7丁目12番地	帯広市中心街地区 帯広市西1条東仲通から西3条西仲通までの南9丁目線以南北海道旅客鉄道株式会社根室本線まで
夷 石 行 夫	同 西6条南13丁目18番地1	
中 田 和 子	同 大空町1丁目5番地の11	
石 川 清 美	同 白樺16条東9丁目10番地	
平 清	同 西25条南3丁目28番地4	
櫻 井 ひろみ	同 東9条南7丁目7番地22	
西 口 亜起男	同 西6条北5丁目4番地1	
阿 部 誠	同 西14条南2丁目2番地17	
上 野 保 男	同 西19条南5丁目15番の13号	
松 本 貞 雄	同 大通南9丁目2番地	
柿 田 好 子	同 西6条南11丁目32番地	
牧 野 孝 二	同 河東郡音更町大通12丁目7番地	

道北見方面公安委員会告示

北海道北見方面公安委員会告示第20号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により告示する。

平成15年5月30日

北海道北見方面公安委員会委員長 磯 江 良 三

氏 名	住 所	活動区域の名称及び範囲
山 崎 正	北見市大正59番地の36	北見市銀座通地区 北見市北4条から北6条 までの西3丁目から西4丁 目まで及び北7条西4丁目
島 田 良 幸	同 幸町3丁目1番6号	
照 井 保	同 北7条西5丁目1番地の4	
柴 田 清 一	同 常盤町3丁目12番3号	
山 崎 正 樹	同 北3条西6丁目1番地	
土 赤 康 夫	同 小泉305番地の10	
橋 本 稔	同 春光町5丁目5番11号	
松 原 英 行	同 北1条東4丁目14番地	
坂 井 浩	同 青葉町2番5号	
佐々木 祐 子	同 青葉町15番2号	

